

# 長崎市中小企業融資制度 提出書類一覧

## 対象資金

- ・小企業振興資金
  - ・中小企業経営安定資金
  - ・中小企業短期資金
  - ・中小企業災害復旧等支援資金
  - ・中小企業連鎖倒産防止資金
  - ・中小企業エコ資金
  - ・中小企業いきいき企業者支援資金
  - ・中小企業いきいき労働環境整備資金
- \* 中小企業創業資金は最後に記載しています。



## 申請先 (問い合わせ先)

長崎市役所 商工部 商業振興課 (長崎市桜町 4-1 商工会館 4 階)  
 電話 (直通) : 095-829-1150

\* 「小企業振興資金」、「中小企業経営安定資金」、「中小企業短期資金」は取扱金融機関が申請先です。

## 各資金に共通する必要書類

- 1 各資金の融資申込書
- 2 営業許可書または営業許可に係る申出書 (様式有)
- 3 直近の決算書または確定申告書
- 4 市税の完納証明書
- 5 法人の場合は「現在事項全部証明書」  
個人の場合は「住民票抄本」
- 6 その他、資金ごとに必要な資料 (資金ごとに必要な資料が異なりますのでご注意ください。)

**注意** 提出書類のうち、コピーを提出するものについては、原本確認をいたしますので、必ず原本を一緒にご持参ください。また、事業計画書等へ記入する金額に関しては、その根拠資料も添えてご提出ください。



## 「中小企業災害復旧等支援資金」に必要な書類

- 1 被災証明書 (又はセーフティネット保証 4 号認定書 (認定期間内有効))
  - 2 被害内容が把握できる資料 (※)
  - 3 設備投資の場合は、その投資に関する見積書や契約書、図面などの書類
- ※セーフティネット保証 4 号認定書がある場合は不要。



## 「中小企業連鎖倒産防止資金」に必要な書類

- 1 取引先の倒産が確認できる資料 (破産手続き開始等の通知など)
- 2 売掛債権額が把握できる資料 (不渡りが確定した約束手形、裁判所への債権届など)

## 「中小企業エコ資金」に必要な書類

- 1 設備投資の場合は、その投資に関する見積書や契約書、図面などの書類
- 2 エコ資金の要件に該当することがわかる資料 (パンフレットなど)

\* エコ資金を利用し設備投資を行った場合は、設備の整備が完了した後に、「長崎市中小企業エコ資金整備等完了報告書」と完了したことが確認できる書類を商業振興課へご提出ください。



## 「中小企業いきいき企業者支援資金」に必要な書類

融資要件の概要	主な認定基準	必要な書類
ア 自己保有（共同保有）している特許法、実用新案法及び意匠法にかかる技術を利用し新規事業に取り組む場合	(1)認定対象とする技術は、特許権、実用新案権又は意匠権を受けるもの。 (2)融資を申し込む中小企業者又は当該事業者の代表者が保有する技術。 (3)融資期間中は権利を有していること。	① 権利保有を証明する書類 ② 事業計画書（第1号様式） ③ 自己保有している技術の概要書 ④ 工事、機械器具等の設備投資に係る契約書、見積書、図面等
イ 研究開発のために国、県、関係団体が交付する助成金を受けて開発した商品・サービスの販路拡大に取り組む場合	(1)関係団体とは、公的機関を指す。 (2)認定対象は、補助金を受けた年度の翌年度まで。	① 補助金申請時に提出した事業計画書 ② 補助金確定通知書 ③ 事業計画書（第1号様式）
ウ 本市からトライアルオーダー認定若しくは製品・技術「優れモノ」認証を受けた者又は長崎市ブランド振興会から長崎市特産推奨品の認定を受けた者が当該商品の販路拡大に取り組む場合	(1)認定有効期間の終了3か月前から終了までの期間にあつては融資対象者とししない。 (2)申請日より概ね3か月以内に新規事業の計画を実行すること。	① トライアルオーダー認定通知書、製品・技術「優れモノ」認証通知書または特産推奨品の認定書 ② 事業計画書（第1号様式）
エ 長崎市販路開拓支援事業費補助金の決定を受けた者が販路拡大に取り組む場合	認定対象は、補助金を受けた年度の翌年度までとする。	① 補助金確定通知書 ② 事業計画書（第1号様式）
オ 国、県、関係団体から農工商連携に係る支援を受けた者が、商品開発又は販路拡大に取り組む場合	(1)関係団体とは、公的機関を指す。 (2)支援とは、補助金、合同面談会、説明会など公的機関が実施する施策を指す。	① 支援を受けたことを証明するもの（面談会、説明会に出席した証明、補助金確定通知書等） ② 連携に係る契約書 ③ 事業計画書（第1号様式）
カ 公的機関の支援によって自社の経営戦略を作成した者が、具体的にビジネスプランに取り組む場合	(1)修了後1年以内に計画を実行すること。	① 各セミナーなどの修了証明書 ② 各セミナーなどで作成したビジネスプラン ③ 事業計画書（第1号様式）
キ 商店街の活性化に資するため、商店街の空き店舗を利用した開業を行う場合	(1)商店街加入承諾により、商店街の活性化に寄与するものと認められること。 (2)空き店舗期間が3カ月以上続いていること。	① 商店街の加入承諾書（第2号様式） ② 事業計画書（第1号様式） ③ 物件証明書（第4号様式）
ク 観光客向け宿泊施設、外国人観光客に対応する施設、コンベンション開催に対応する施設、バリアフリー・ユニバーサルデザインに対応する施設の改修事業を行う場合	—	① 整備事業計画書（第3号様式） ② 工事、機械器具等の設備投資に係る契約書、見積書、図面等 ③ バリアフリーの改修については建築指導課が発行する適合書

## 「中小企業いきいき労働環境整備資金」に必要な書類

融資対象事由	個別に必要な書類
ア 従業員住宅（社宅、独身寮、母子寮）、保健施設（更衣室、浴場、保健所、体育施設、診療所）、給食施設（食堂、厨房）、教養文化施設（集会所、娯楽室、図書室、談話室）、託児所、心身障害者雇用のための施設など、従業員のための環境整備を行う場合	① 建物改修の場合には、建物の登記簿謄本 ② 建物新設の場合には土地を使用する権利を有する証明するもの（登記簿謄本、契約書） ③ 施設整備計画書（様式1） ④ 工事、機械器具等の設備投資に係る契約書、見積書、図面等
イ 従業員が100人以下の事業者であつて、次世代育成支援対策推進法に規定する一般事業主行動計画を策定し労働局に申請をしたもので、ワークライフバランスを推進している場合	① 労働局に受理されたことが分かる一般事業主行動計画書（受理印が押印された計画書） ② 従業員数が確認できるもの（決算書、確定申告書、給与台帳など）
ウ 常時雇用している障害者の割合が全体の3.6%以上である場合	① 雇用状況確認表（様式2） ② 雇用している障害者の障害者手帳のコピー ③ 従業員数が確認できるもの（決算書、確定申告書、給与台帳など）
エ ジョブカードの訓練計画の認定を受け、訓練を実施し、正社員の経験が少ない求職者に対する就職支援を積極的に行っている場合	① 雇用・能力開発機構都道府県センターが発行する訓練実施計画認定書 ② 訓練を実施したことが確認できる書類

参考「中小企業創業資金」（平成27年4月1日施行）は、次の①、②のいずれかの方法により手続きを行ってください。

① 申込先

お近くの長崎商工会議所、東長崎商工会、三重商工会、長崎南商工会または琴海商工会

必要書類

- ・「長崎市中小企業創業資金に係る推薦願」
- ・「事業計画書（長崎県信用保証協会様式の「創業・再挑戦計画書）」
- ・市税の完納証明書（原本）



書類の提出を受けた商工会議所または商工会から「長崎市中小企業創業資金に係る推薦書」が発行されましたら、その後に取扱金融機関へ融資の申込みを行ってください。  
（事前に取扱金融機関へ融資に必要な書類をご確認ください。）

② 申込先

取扱金融機関

必要書類

「創業サポート長崎」を利用し、市から発行された証明書の写し（事前に取扱金融機関へ融資に必要な書類をご確認ください。）

\* 「創業サポート長崎」の利用や内容については、長崎市産業雇用政策課（電話 095-829-1313）へご相談ください。